

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
平成25年12月に一般職の職員に支給すべき
期末手当及び勤勉手当の臨時特例に関する規程

制定 平成25年12月6日 規程第650号

(期末手当の臨時特例)

第1条 地方独立法人大阪市立工業研究所職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「本規程」という。)第3条第3項に掲げる規定の適用を受ける職員に支給すべき期末手当の額は、平成25年12月支給分に関しては、当該規定により算出される期末手当の額からその100分の9.77に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤勉手当の臨時特例)

第2条 本規程第6条第3項に掲げる規定の適用を受ける職員に支給すべき勤勉手当の額は、平成25年12月支給分に関しては、当該規定により算出される勤勉手当の額からその100分の9.77に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成25年12月6日から施行する。